

studio by iluty 利用規約

第 1 条(定義)

本規約によって定める条項は株式会社 ILUTY(以下「当社」という)が運営する会員制女性専用スタジオ studio by iluty(以下「当スタジオ」という)に適用されるものとします。

第 2 条(目的) 当スタジオの会員が、スタジオの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第 3 条(会員制度)

- ①当スタジオは、会員制とします。
- ②当スタジオに入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第 4 条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は当スタジオの会員になることは出来ません。

- (1) 本規約、および当スタジオの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含みます。)のある者で、当スタジオ内(施設のみならず駐車場・駐輪場・その他の敷地を含みます。)においてタトゥーの露出を一切行わないことを同意できない者
- (4) 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- (5) 医師等により運動が禁じられている者
- (6) 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (7) 18 歳未満の者
- (8) その他、当社もしくは当スタジオが会員としてふさわしくないと判断した者

第 5 条(セキュリティキー)

- ①会員は、当スタジオと入会契約を締結することにより、入会が認められ、当スタジオの諸施設を利用する権利が与えられます。
- ②当スタジオは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
- ③会員が当スタジオの諸施設に入る際には、セキュリティキーを所持しているものとし、セキュリティキーを所持していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- ④セキュリティキーは、本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- ⑤会員はセキュリティキーを第三者に貸与することは出来ません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は除名の対象となります。

第 6 条(会費、手数料および諸料金)

- ①会費は、当スタジオが別に定める金額を、当スタジオ所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入金金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- ②会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければならないものとします。
- ③当スタジオは、別に定める会費、手数料、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当スタジオは 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第 7 条(諸規定の遵守)

会員は本規約・当スタジオの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- ①施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当スタジオの説明並びに指示に従わなければならないとします。
- ②施設利用時の服装は、当スタジオが以下に定める禁止事項を遵守します。
 - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または服飾品
 - ・サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物
 - ・スパイクシューズ等施設、または器具を傷つける可能性のある履物
 - ・その他、当スタジオがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
- ③当スタジオにおいて、以下の行為は禁止します。
 - ・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - ・飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
 - ・本規約に基づき当スタジオの利用を認められていない者を同伴させること
 - ・施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること
 - ・大声、または奇声を発すること
 - ・他の会員、当スタジオのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
 - ・その他、当スタジオの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
 - ・タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含みます。)を露出させること

第 8 条(入館の禁止および退場)

- ①当スタジオは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約、および当スタジオ諸規則を遵守しない者
 - (2) 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または 当スタジオが第 4 条の入会資格を欠いていると判断した者
 - (3) 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費などの一部を支払わない者
 - (6) 当社、もしくは当スタジオが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- ②当スタジオへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第 9 条(休会および復帰)

- ①会員は、疾病その他やむを得ない事由で当スタジオを 1 ヶ月以上利用できないと当社が認めた場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、月単位で当スタジオを休会する事ができます。
- ②休会手続きは、当スタジオの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。(電話、電子メール、FAX 等による手続きは行いません。)
- ③休会手続きは、休会を開始する月の前月 5 日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。各月の 6 日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
- ④休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- ⑤休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当スタジオに復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第 10 条(退会)

- ①会員が自己の都合により当スタジオを退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- ②退会手続きは、会員自ら当スタジオの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとし、(電話、電子メール、FAX 等による手続きは行いません。)
- ③退会手続きは、退会を希望する月の 5 日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 6 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- ④会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。
- ⑤会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければならないものとします。
- ⑥会員が自己の都合により会費等の全額または一部を 2 か月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなければならないものとします。

第 11 条(諸手続き)

- ①会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに当スタジオにおいて変更手続きをしなければなりません。
- ②当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第 13 条(会員資格の停止および除名)

- ①当スタジオは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本スタジオから除名することができます。
 - (1) 本規約(第 7 条を含み、これに限られない)および当スタジオの諸規則を遵守しないとき
 - (2) 当社または当スタジオにおいて、第 4 条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し、虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - (3) 第 10 条第 6 項に該当したとき
 - (4) その他当社または当スタジオにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき
- ②会員資格停止中の会員または当スタジオから除名された会員は当スタジオの施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- ③第 1 項による会員資格停止中の会員または当スタジオから除名された会員に対して、当スタジオは資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第 14 条(会員資格の喪失)

- 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
- ・退会・死亡または法人の解散・除名
 - ・当スタジオを閉鎖したとき

第 15 条(会員資格の譲渡・相続・貸与)

当スタジオの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 16 条(営業日および営業時間)

当スタジオの営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 17 条(施設の利用制限)

- ①当スタジオは、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当スタジオが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減、または停止されることはありません。
 - ・気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当スタジオが判断し、営業が困難と認められたとき
 - ・施設の点検、補修または改修をするとき
 - ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
 - ・その他当スタジオが休業を必要と認められたとき
- ②前項の場合、1 週間前までにその旨を加盟店または加盟店のホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 18 条(施設の閉鎖・変更)

- 当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
- ・気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当スタジオが判断し、営業を不可能と認められたとき
 - ・法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第 19 条(賠償責任)

- ①当スタジオ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社、および当スタジオは、一切の責任を負いません。
- ②会員は、自己の責に帰すべき原因により、当スタジオの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならないものとします。

第 20 条(解散)

- ①当スタジオは、止むを得ない事情による場合、3 ヶ月前の予告をすることにより、当スタジオを解散することができます。
- ②解散の理由が天災、地震、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- ③当スタジオの解散の場合は、当スタジオ、および当社は会員に対し特別な補償は行いません。

第 21 条(通知予告)

本規約および当スタジオの諸事情に関する通達または予告は、当スタジオ所定の場所に提示する方法により行います。

第 22 条(本規約その他の諸事情の改定)

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当スタジオの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

附則

本規約は 2021 年 4 月 1 日より発効します。